

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業  
「高校生ファシリテーター養成講座」  
実施に関する協働協定書

特定非営利活動法人 Arts&Health さいたま（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

（目的及び目標）

第1条 推進助成事業は、まちづくりの基礎となる対話による合意形成の重要性に鑑み、市民が主体となって、市民と市民、市民と行政が対話できる仕組みづくりを行うことにより、市民力を向上することを目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 高校生を対象としたファシリテーター養成講座を開催し、ファシリテーターとして会議を企画・運営できる人材を育成すること。
- (2) 高校生ファシリテーターによるまちづくり会議の開催を通じ、誰もが自由かつ対等に意見を言い合える場を提供し、まちづくりに関心を持ち、行動する市民を増やすこと。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

（役割分担）

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。

事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業PR	1. 各メディアへの掲載依頼 2. チラシ配布（さいたま市内各高校） 3. ホームページでのPR 4. さいたま市内各高校へのPR	1. 市報・区報への掲載依頼 2. サポートセンターを利用してのPR 3. ホームページでのPR 4. 庁内・職員へのPR 5. さいたま市内各高校へのPR 6. チラシ配布（公共施設） 7. 記者への資料提供（投げ込み）
(2)事業実施準備	1. 企画策定 2. 事業実施内容の検討 3. 参加者の募集 4. ボランティアの募集 5. 講師依頼 6. 事業関連行政機関への協力依頼 7. 全参加者との連絡調整 8. 講座資料作成 9. ポスター・チラシ作成	1. 企画策定 2. 事業実施内容の検討 3. 他関係課との連絡調整 4. 事業関連行政機関への協力依頼 5. 会場確保
(3)事業実施	1. 事業全般にかかる運営 2. 報告書の作成	1. 事業への参加 2. 講座修了証及びボランティア参加証の発行

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。  
 ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

- (1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属
  - ア 協定書に基づく事業の履行
  - イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
  - ウ この事業で得る成果物
- (2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属
  - ア 協定書に基づく事業の履行
  - イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施

状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)


第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。


(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成30年 4 月 13日

さいたま市浦和区常盤5-8-43-1001  
甲 特定非営利活動法人  さいたま  
代表理事 菊地 順

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
乙 さいたま市   
さいたま市長 清水 勇